

湖北エコ村デザイン協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 湖北エコ村デザイン協会 という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を滋賀県東浅井郡びわ町大字川道 759 番地の 3 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会構造がもたらした環境、地域、住民への負の遺産を次代に回さない持続可能なコミュニティの創出をめざし、県内の大学・研究機関等や、湖北の事業所、消費者、行政などそれぞれの経済主体が積極的に関与し、湖北の地において新しい発想のコミュニティ（エコ村）創造に向けて人と人との交流、情報交換、学習を行いながらエコ村をデザインしていくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① まちづくりの推進を図る事業
- ② 社会教育の推進を図る事業
- ③ 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る事業
- ④ 環境の保全、再生、創造を図る事業
- ⑤ 国際交流、国際協力を推進する事業
- ⑥ 経済の活性化を図る事業
- ⑦ 職業能力の開発、雇用機会の創出を図る事業
- ⑧ 子どもの健全育成を図る事業
- ⑨ 前各号に掲げる活動を行う団体の支援の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ①湖北地域に根ざした新しい持続可能な循環型領域（エコ村）の社会基盤及び環境こだわり住宅等の基本デザインに関する調査・研究事業
- ②領域内（エコ村）において資源及びエネルギーを循環的に利用できるような技術的、社会的、経済的課題を明らかにするための各種調査・研究事業
- ③この領域内において確立された技術やシステムを、湖北全体の循環型地域システム構築に資するよう積極的に情報公開し、その技術や研究の成果を生かした「暮らし方」について普及・啓発するための調査・研究事業
- ④その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員、アカデミック会員、賛助会員の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- 2 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人、団体、事業所とし、学生及び大学・研究機関等はアカデミック会員、行政機関は賛助会員とする。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事会に申し込むものとし、理事会は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

- 3 理事長は前項の者の入会を認めないときは、速やかにその理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 脱会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。

(脱会)

第10条 会員は、理事長が別に定める脱会届を理事会に提出して、任意に脱会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事15人以内。監事1人以上2人以内。
- (2) 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は法人の事業推進に専務する。
- 5 事務局長は会務の事務を統括し、同次長は事務局長を補佐する。
- 6 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の職務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の追行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 アカデミック会員、賛助会員は総会に出席し、意見を述べることができる。

(機能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 事業報告及び決算議決事項
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 会費及び入会金の額
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 合併
- (7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 解散した場合の残預財産の処分
- (9) その他理事から付議された事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度湖北地域内にて1回開催する。

- 2 臨時総会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第26条 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、もしくは電子

メール等をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第49条、第50条第2項、第51条及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(2) 役員の職務及びその報酬

(3) 総会に付議すべき事項

(4) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(5) 事務局の組織及び運営に関する事項

(6) その他この法人の運営に関する必要な事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第15条6項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第1項第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、もしくは電

子メール等をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。なお、理事長が欠席したときは、その理事会において出席した理事のうちから選出する。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決件は平等なものとする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次に事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつてはその数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の議決に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(臨機の処置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経なければならない。ただし、可否同数のときは議長が決するところによる。また、変更内容については、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、総会に出席した正会員の過半数の承諾を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、この法人の目的と類似すると認める特定非営利活動法人又は公益法人の中から、総会において出席した正会員の過半数をもって決した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、所轄庁の認証を経なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	森	建 司	東浅井郡びわ町大字細江 402 番地
副理事長	中 川	豊太良	東浅井郡びわ町大字川道 396 番地
専務理事	小 川	暢 保	長浜市平方町 1 1 7 0 番地の 5
理 事	田 邊	喜久藏	長浜市東上坂町 1121 番地
理 事	松 居	繁 隆	長浜市平方町 3 6 6 番地の 7
理 事	松 岡	義 隆	長浜市平方町 1072 番地の 17
理 事	鳥 居	治 夫	長浜市地福寺町 11 番 33 号
理 事	稲 川	洋 一	長浜市八幡中山町 1316 番地の 18
理 事	高 野	吉 隆	東浅井郡びわ町大字川道 2745 番地の 1
理 事	森	善 昭	東浅井郡びわ町大字細江 421 番地
理 事	北 村	正 隆	坂田郡近江町大字宇賀野 1113 番地
理 事	村 田	寿 郎	長浜市新庄寺町 426 番地
理 事	鈴 木	一 平	長浜市元浜町 8 番 12 号
理 事	森	和 之	東浅井郡びわ町大字細江 402 番地
理 事	押 谷	友 之	長浜市神照町 11 番地の 1
監 事	西 島	喜 紹	長浜市元浜町 25 番 24 号
監 事	川 上	明 成	東浅井郡虎姫町大字中野 820 番地 3

- 3 この法人に、理事長の指名による顧問を若干名置くことができる。
- 4 この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2005 年の 5 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2005 年 3 月 31 日までとする。
- 7 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
年会費 個人会員 10, 000 円、法人会員 50, 000 円、団体会員 30, 000 円とする。

以 上